

(写)

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第9号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表第1（第4条関係） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等	別表第1（第4条関係） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等												
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">税率等</th></tr></thead><tbody><tr><td>所得割</td><td><u>100分の6.30</u></td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>被保険者1人について <u>31,500円</u></td></tr></tbody></table>	税率等		所得割	<u>100分の6.30</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>31,500円</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">税率等</th></tr></thead><tbody><tr><td>所得割</td><td><u>100分の5.48</u></td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>被保険者1人について <u>26,200円</u></td></tr></tbody></table>	税率等		所得割	<u>100分の5.48</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>26,200円</u>
税率等													
所得割	<u>100分の6.30</u>												
被保険者均等割	被保険者1人について <u>31,500円</u>												
税率等													
所得割	<u>100分の5.48</u>												
被保険者均等割	被保険者1人について <u>26,200円</u>												
別表第2（第6条関係） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等	別表第2（第6条関係） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等												
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">税率等</th></tr></thead><tbody><tr><td>所得割</td><td><u>100分の3.00</u></td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>被保険者1人について <u>14,100円</u></td></tr></tbody></table>	税率等		所得割	<u>100分の3.00</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>14,100円</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">税率等</th></tr></thead><tbody><tr><td>所得割</td><td><u>100分の2.54</u></td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>被保険者1人について <u>12,200円</u></td></tr></tbody></table>	税率等		所得割	<u>100分の2.54</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>12,200円</u>
税率等													
所得割	<u>100分の3.00</u>												
被保険者均等割	被保険者1人について <u>14,100円</u>												
税率等													
所得割	<u>100分の2.54</u>												
被保険者均等割	被保険者1人について <u>12,200円</u>												
別表第3（第8条関係） 介護納付金課税被保険者に係る税率等	別表第3（第8条関係） 介護納付金課税被保険者に係る税率等												
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">税率等</th></tr></thead><tbody><tr><td>所得割</td><td><u>100分の2.50</u></td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>被保険者1人について <u>14,100円</u></td></tr></tbody></table>	税率等		所得割	<u>100分の2.50</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>14,100円</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">税率等</th></tr></thead><tbody><tr><td>所得割</td><td><u>100分の2.07</u></td></tr><tr><td>被保険者均等割</td><td>被保険者1人について <u>13,100円</u></td></tr></tbody></table>	税率等		所得割	<u>100分の2.07</u>	被保険者均等割	被保険者1人について <u>13,100円</u>
税率等													
所得割	<u>100分の2.50</u>												
被保険者均等割	被保険者1人について <u>14,100円</u>												
税率等													
所得割	<u>100分の2.07</u>												
被保険者均等割	被保険者1人について <u>13,100円</u>												

## 別表第4（第20条関係）

## 基礎課税額の減額

減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>22,050円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>15,750円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,300円</u>

## 別表第5（第20条関係）

## 後期高齢者支援金等課税額の減額

減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,870円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,050円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,820円</u>

## 別表第6（第20条関係）

## 介護納付金課税額の減額

減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,870円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,050円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,820円</u>

付 則

## 別表第4（第20条関係）

## 基礎課税額の減額

減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>18,340円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,100円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,240円</u>

## 別表第5（第20条関係）

## 後期高齢者支援金等課税額の減額

減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,540円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,100円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,440円</u>

## 別表第6（第20条関係）

## 介護納付金課税額の減額

減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,170円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,550円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,620円</u>

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。